

# 第1期武藏野市国民健康保険 財政健全化計画の改定内容

武藏野市 健康福祉部 保険年金課

# 1 財政健全化計画の経緯

## 1) 策定 令和元（2019）年10月

### «策定理由»

- \*国民健康保険の保険給付等に要する経費は、原則として国や都からの公費負担と保険税収入で賄うこととされている。
- \*しかしながら、高齢者や低所得者が多く加入していること、被保険者数が少ない小規模保険者が多いといった構造的な課題があり、①医療費水準が高い、②所得水準が低い、③財政運営は不安定になりやすい、といったリスクを抱えている。
- \*多くの自治体が、医療費等の支出を、公費負担や保険税収入では賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である。
- \*平成30年度の国民健康保険制度改革において、国が公費を拡充するとともに、都道府県も国民健康保険の保険者として財政運営の主体を担うこととなり、財政基盤の強化がなされることとなった。
- \*平成29年12月に策定された東京都国民健康保険運営方針により、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入を行っている市区町村については、目標年次を定め、「計画的・段階的に赤字を解消・削減」することとされた。

### «計画期間»

8年間、令和2（2020）年度～令和9（2027）年度

### «目標»

令和2年度～令和9年度で、1人当たり解消・削減すべき赤字額の50%の削減を目指す。

# 1 財政健全化計画の経緯

## 2) 改定 令和3(2021)年9月

### «改定理由»

- \* 令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国民健康保険財政への影響については、計画策定時には想定しえなかった。
- \* 令和3年6月に「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法」が交付された。国民健康保険については、子どもに係る保険税（料）の均等割額の減額措置の導入や、都道府県国保運営方針で保険税（料）水準の平準化や法定外繰入金の解消に関する事項が盛り込まれた。
- \* また、令和3年3月時点での都内市区の財政健全化計画の目標において、武蔵野市を含む2市を除き、計画目標を赤字解消としていた。
- \* そのため、国民健康保険財政への影響を把握し、赤字繰入金解消についての国や都の動向、本市及び各自治体における財政健全化計画の取組状況を踏まえ、令和3年度において一部改定を行った。

### «計画期間»

#### 16年間

- \* 前期8年間、令和2(2020)年度～令和9(2027)年度 → 実行計画
- \* 後期8年間、令和10(2028)年度～令和17(2035)年度 → 長期展望計画

### «目標設定»

- \* 令和2年度～令和9年度 : 1人当たり解消・削減すべき赤字額の50%の削減を目指す。
- \* 令和10年度～令和17年度 : 赤字解消を目指す。

# 1 財政健全化計画の経緯

## 3) これまでの主な取組み

年度	税率改定	保険税軽減、給付等の改定
令和2	<ul style="list-style-type: none"><li>■保険税 税率等の改正<ul style="list-style-type: none"><li>▶所得割率 +0.2% 、計8.3%</li><li>▶均等割額 +3,000円 、計47,900円</li><li>▶課税限度額 +3万円 、計96万円</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免 (令和2年2月1日から)<ul style="list-style-type: none"><li>▶主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 →全額免除</li><li>▶主たる生計維持者の事業収入等の減少が一定以上見込まれた世帯 →令和元年の合計所得金額の区分に応じた減免割合</li></ul></li><li>■傷病手当金の支給 (令和2年1月1日適用)<ul style="list-style-type: none"><li>▶被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、 又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 →直近3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 の3分の2 × 就労予定日数</li></ul></li></ul>
令和3	<ul style="list-style-type: none"><li>■保険税 税率等の改正<ul style="list-style-type: none"><li>▶課税限度額 +3万円 、計99万円</li></ul></li></ul>	
令和4	<ul style="list-style-type: none"><li>■保険税 税率等の改正<ul style="list-style-type: none"><li>▶所得割率 +0.4% 、計8.7%</li><li>▶均等割額 +3,000円 、計50,900円</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■子育て世帯向け支援策の創設・改正<ul style="list-style-type: none"><li>▶国制度（未就学児均等割額5割軽減）の創設</li><li>▶市独自の子育て世帯向け減免制度の改正<ul style="list-style-type: none"><li>所得要件：400万円以下 → 500万円以下</li><li>年齢要件：18歳未満 → 6歳以上18歳未満</li><li>減免割合：子2人目半額 → 子2人目以降半額</li><li>子3人目以降全額</li></ul></li></ul></li></ul>

# 1 財政健全化計画の経緯

## 3) これまでの主な取組み

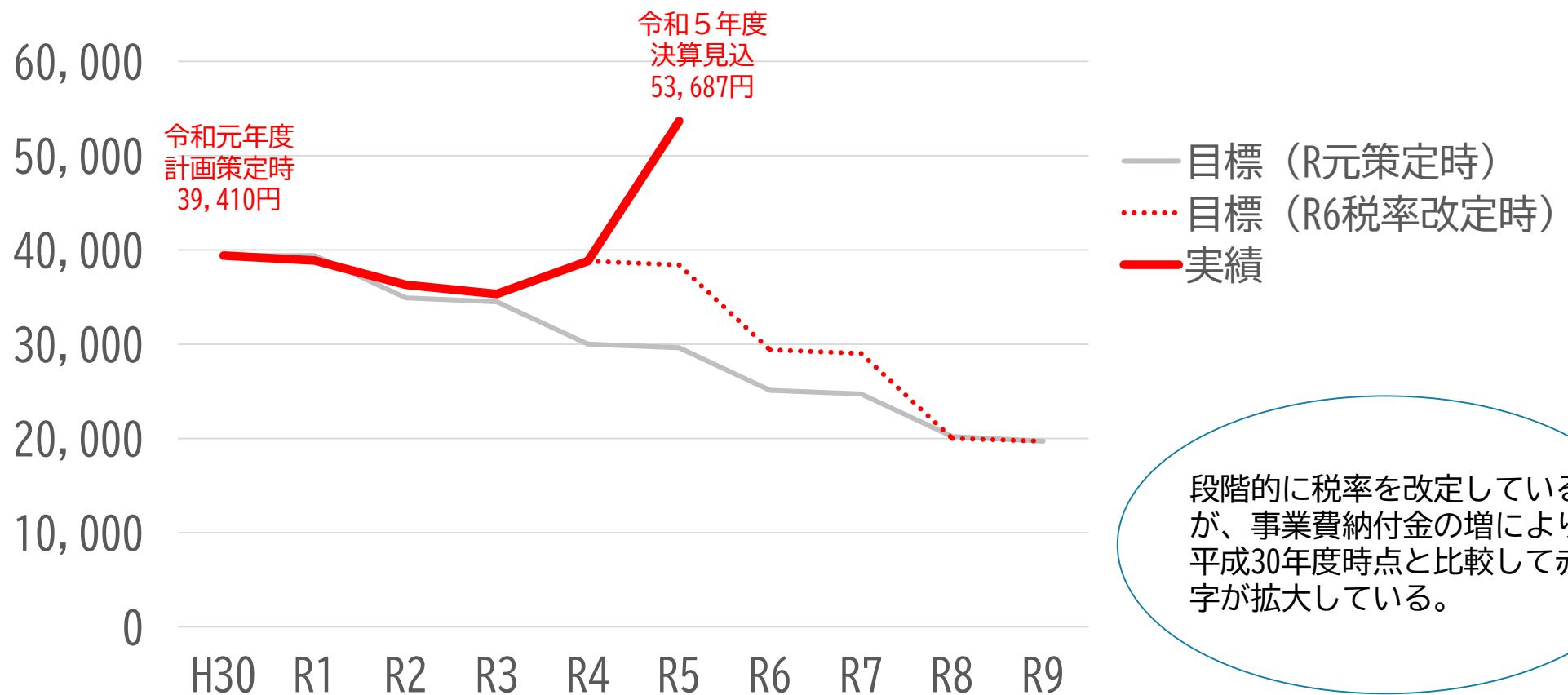
年度	税率改定	保険税軽減、給付等の改定
令和5	<ul style="list-style-type: none"><li>■保険税 税率等の改正<ul style="list-style-type: none"><li>▶課税限度額 + 3万円、計102万円</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■出産育児一時金の支給額の引上げ（令和5年4月1日施行）<ul style="list-style-type: none"><li>▶出生児1人につき42万円から50万円へ8万円の引き上げ</li></ul></li><li>■低所得者均等割軽減の拡充（令和5年4月1日施行）<ul style="list-style-type: none"><li>▶所得基準の拡充（5割軽減、2割軽減）</li></ul></li><li>■産前産後保険税減免制度の創設（令和6年1月1日施行）</li></ul>
令和6	<ul style="list-style-type: none"><li>■保険税 税率等の改正<ul style="list-style-type: none"><li>▶所得割率 + 0.52%、計9.22%</li><li>▶均等割額 + 5,000円、計55,900円</li><li>▶課税限度額 + 2万円、計104万円</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■低所得者均等割軽減の拡充（令和6年4月1日施行）<ul style="list-style-type: none"><li>▶所得基準の拡充（5割軽減、2割軽減）</li></ul></li></ul>

## 2 現行計画の課題

### 1) 事業費納付金の増により計画当初より赤字が拡大=目標との乖離

#### 【各年度における1人当たり赤字額】

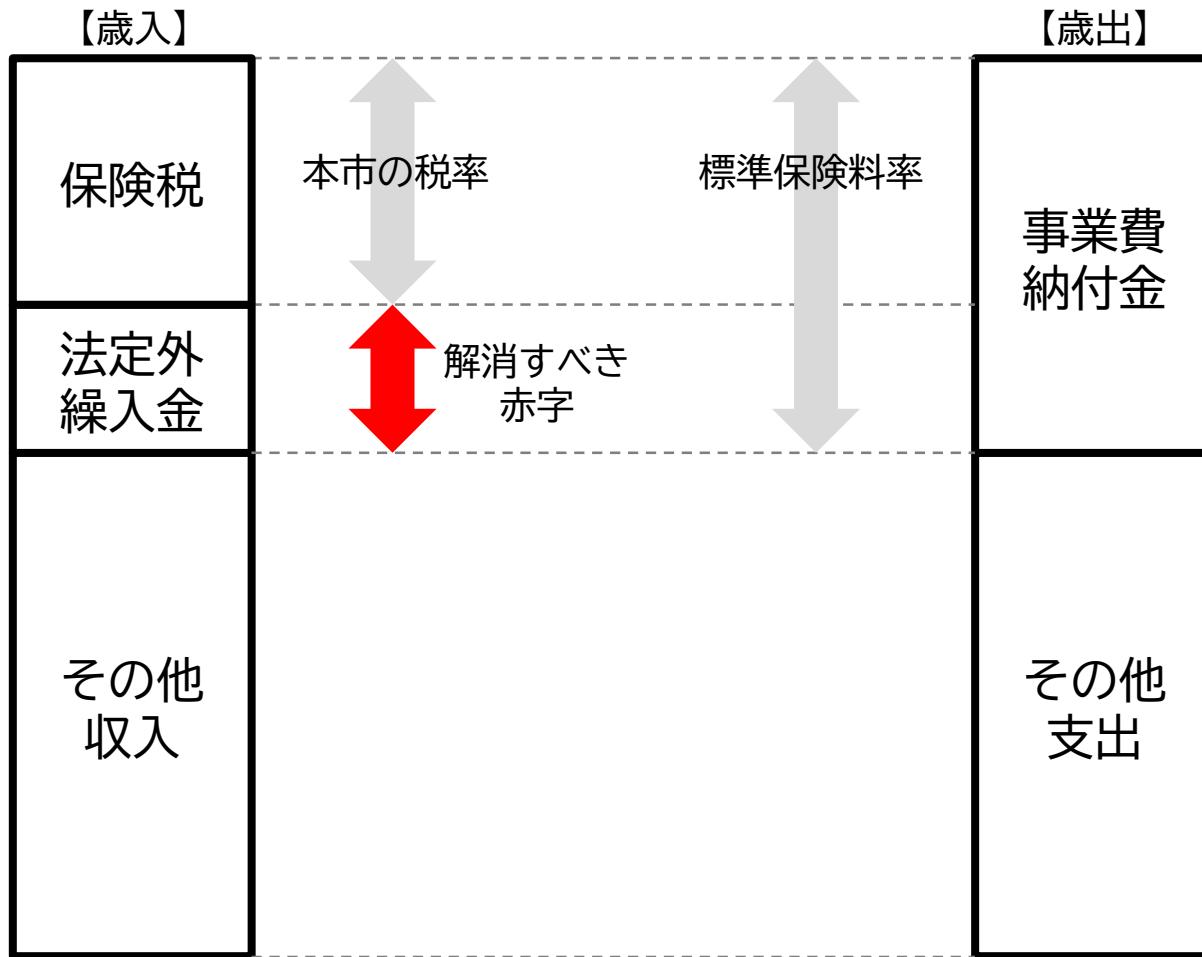
(単位:円)



## 2 現行計画の課題

### 1) 事業費納付金の増により計画当初より赤字が拡大=目標との乖離

#### 国保財政における赤字とは



- ・事業費納付金に対して保険税が不足しているため、一般会計からの法定外繰入によって補填（いわゆる「赤字」）
- ・事業費納付金が増加傾向にあり、税率を改定しているにもかかわらず赤字は拡大中
- ・赤字の削減・解消には引き続き歳入の確保が必要
- ・事業費納付金をすべて保険税で賄うのに必要な税率は「標準保険料率」として毎年示されている

※都運営方針では、法定外繰入金のうち保健事業に要する経費等を除いた「決算補填等を目的とするもの」が解消・削減すべき赤字額として定義されているが、この図では簡略化している。

## 2 現行計画の課題

### 2) 都運営方針の改定により、今後さらに事業費納付金が増（見込み）

#### «東京都国民健康保険運営方針の主な改定内容»

##### 【対象期間】

\*令和6年4月から令和12年3月まで

##### 【赤字解消・削減の取組み】

\*令和3年度時点では、57市区町村が決算補填等を目的とした一般会計からの繰入を行っているが、これを令和8年度末には35市区町村、令和11年度末に18市区町村とすることを目指す。

##### 【納付金の算定方法】

\*納付金算定において、令和6年度から医療費指数反映係数 $\alpha$ （令和5年度 $\alpha = 1$ ）を段階的に引き下げるとともに、個別事情による納付金調整について共同負担化し、令和12年度までに $\alpha = 0$ とする納付金ベースにおける統一を目指す。

\*納付金の算定方法を変更することにより、影響を受ける市区町村が想定されるため、 $\alpha$ を段階的に引き下げるとともに、納付金ベースの統一までの間、都繰入金を活用した経過措置を実施。



\*税率を改定しているにもかかわらず、事業費納付金の増によって赤字が拡大している。  
\*都運営方針改定により事業費納付金はさらに増えると見込まれる。

## 2 現行計画の課題

### 3) 現行の実行計画期間の終了

- \* 現行計画の計画期間は、令和2年度から令和17年度までの16年間
- \* うち実行計画期間は令和2年度～令和9年度の8年間。5か年が経過し残り3年のみ。
- \* また、実行計画期間は年度目標を設定しているが、令和10年度以降は設定していない。
- \* 第六期長期計画・第二次調整計画の期間が令和11年度までとなる見込み
- \* 東京都国民健康保険運営方針が改定され、対象期間が令和6年度～令和11年度となった

### 3 主な改定内容

- 1 ) 実行計画期間の延伸
- 2 ) 目標管理指標の見直し
- 3 ) 実行計画期間中の各年度の目標の設定

### 3 主な改定内容

## 1) 実行計画期間の延伸

実行計画期間を延伸し、「令和9年度まで」を「令和11年度まで」とする。

\*第六期長期計画・第二次調整計画の期間を超えない範囲とする。

\*健全化計画全体の計画期間は従来どおり令和17年度までとする。



### 3 主な改定内容

#### 2) 目標管理指標の見直し

最終的な目標は従来どおり「令和17年度までに赤字繰入の解消」改定に際して、年度目標の指標やアプローチを見直す。

(現行の指標)

**1人当たり赤字繰入額**  
H30赤字繰入額（激変緩和額含む）  
39,410円をベースに段階的に0円に近づける



(改定後の指標)

**標準保険料率到達率**  
=市国保税率 ÷ 標準保険料率 (%)  
100%に段階的に近づける

- \* 令和17年度に市保険税率=標準保険料率となるように、標準保険料率到達率を令和6年度の実績値から100%まで段階的に引き上げる。
- \* 税率改定時には、標準保険料率に対する市保険税率の割合（%）の実績を踏まえて、年度目標を達成できるように税率案を検討する。

※標準保険料率：事業費納付金を全て保険税で賄うために必要と考えられる保険税率。都が市区町村ごとに統一の基準により算定し、前年度の1月に市区町村へ事業費納付金とともに提示している。事業費納付金が毎年変動するため、標準保険料率も変動する。

### 3 主な改定内容

#### 2) 目標管理指標の見直し

##### «標準保険料率到達率を採用する理由»

市の保険税率が標準保険料率にどれだけ近付いたかを見れば、赤字繰入が解消に近付いているかどうかを確認できるため

- \* 赤字繰入金の主な増要因は事業費納付金の増による  
(赤字削減額そのものは市で管理・コントロールできない)
- \* 事業費納付金の額は他市区町村の状況に左右されるため、市での推計は現実的に困難  
(赤字削減額を推計しても大幅に乖離が生じる)
- \* 赤字繰入額が0となる税率は都から標準保険料率として示されている  
市の保険税率を標準保険料率に近付ければ、保険税は事業費納付金額に近付き、  
結果的に赤字繰入額は0に近付く  
(税率が標準保険料率にどれだけ近付いたかは市で把握・管理できる)
- \* 標準保険料率到達率を採用すればゴールまでの道のりの評価が、明確・シンプルになる

### 3 主な改定内容

#### 2) 目標管理指標の見直し

3種類の標準保険料率のうち②都内統一基準を採用する

【令和6年度税率】

		所得割	均等割額
①全国統一基準（都道府県標準保険料率）	都道府県ごとに国が算定	14.31%	88,816円
②都内統一基準（区市町村標準保険料率）	市区町村ごとに都が算定	13.56%	84,243円
③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	市区町村の実態に合わせて都が算定	12.59%	78,319円
武蔵野市		9.22%	55,900円

国は保険料水準の統一を目指している（保険料水準統一加速化プラン改定）

保険料水準の統一により国保財政運営の安定化、受益と負担の公平化を図る

現在、都において納付金ベースの統一が進行中（都内統一）

令和6年度から11年度にかけて、納付金ベースの統一が進んでいる。

国による保険料水準統一加速化プランの改定を受けて、遅くとも令和17年度（令和18年度課税）までに完全統一の可能性。



本市の財政健全化計画では、市国保税率 = ②都内統一基準の標準保険料率を令和17年度までに達成することを目指す。（標準保険料率到達率 = 100%）

### 3 主な改定内容

#### 2) 目標管理指標の見直し

各年度における標準保険料率到達率を管理指標とする

	R6市保険税率 ①	R6標準保険料率 ②	R6実績 =①/②	R7目標	~	R16目標	R17目標
所得割率	9.22%	13.56%	68.0%	70.9%	毎年+2.91%	97.1%	100.0%
均等割額	55,900円	84,243円	66.4%	69.4%	毎年+3.06%	96.9%	100.0%

\* 令和17年度に市国保税率＝標準保険料率となるように、標準保険料率到達率（＝市国保税率／標準保険料率（%））を令和6年度実績値から100%まで段階的に引き上げる。

\* 税率改定時（原則2年に一度）には、目標の達成状況である標準保険料率到達率の実績や被保険者への影響を勘案して税率を検討し、また、以後の年度目標の調整・平準化を行う。

※標準保険料率は前年度の1月に都から提示され、毎年変動する

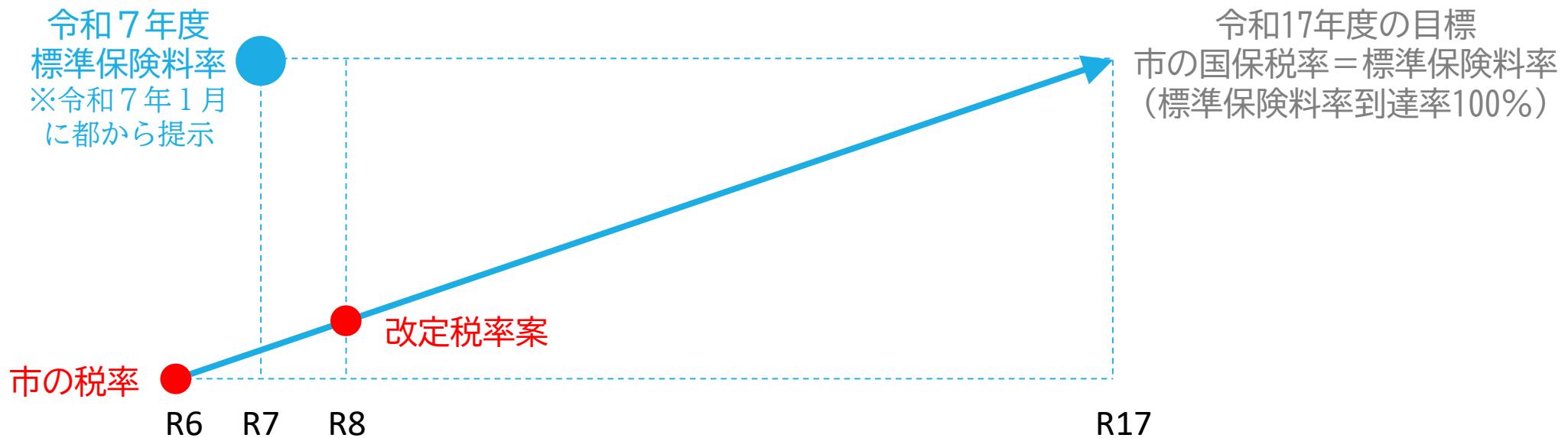
### 3 主な改定内容

#### 2) 目標管理指標の見直し

##### «税率案作成のイメージ»

令和17年度に市保険税率＝直近の標準保険料率を達成できるように改定税率案を作成する。

##### 令和8年度税率案



### 3 主な改定内容

#### 2) 目標管理指標の見直し

«検証結果 実際の税率と新方式で作成した税率案間に大きな差はない»

#### 【令和4年度税率改定】

	実際	新方式	差
所得割率	8.70%	8.71%	0.01%
均等割額	50,900円	50,859円	▲41円
世帯当たり 年間課税額			大半の世帯で±1,000円以内 世帯所得1,000万円前後の場合は最大差+10,400円

#### 【令和6年度税率改定】

	実際	新方式	差
所得割率	9.22%	9.33%	0.11%
均等割額	55,900円	55,269円	▲631円
世帯当たり 年間課税額			大半の世帯で±2,000円以内 世帯所得1,000万円前後の場合は最大差▲14,000円

※世帯当たり年間課税額は、①30代単身世帯、②40～50代夫婦+子2人、③70代夫婦の3種類のモデル世帯での試算による

# 3 主な改定内容

## 3) 実行計画期間中の各年度の目標

【現時点の標準保険料率到達率を用いた場合の年度目標】

		保険料（税）率		標準保険料率到達率			
		(参考) 令和6年度		令和6年度	令和8年度	令和10年度	令和17年度
		市保険税率	標準保険料率	実績	目標	目標	目標
医療	所得割	5.62%	8.22%	68.4%	74.1%	79.9%	100.0%
	均等割	31,000円	49,574円	62.5%	69.3%	76.2%	100.0%
支援	所得割	1.95%	2.94%	66.3%	72.4%	78.6%	100.0%
	均等割	11,300円	17,272円	65.4%	71.7%	78.0%	100.0%
介護	所得割	1.65%	2.40%	68.8%	74.4%	80.1%	100.0%
	均等割	13,600円	17,397円	78.2%	82.1%	86.1%	100.0%
合計	所得割	9.22%	13.56%	68.0%	73.8%	79.6%	100.0%
	均等割	55,900円	84,243円	66.4%	72.5%	78.6%	100.0%

### 3 主な改定内容

#### 3) 実行計画期間中の各年度の目標

令和8年度税率改定を現時点で想定すると・・・

仮に、令和7年度標準保険税率が令和6年度と変わらなければ、令和8年度当初課税に向けた税率改定案は、  
所得割 現行 + 0.79% = 10.01% (医療 6.09%、支援 2.12%、介護 1.79%)  
均等割 現行 + 5,153円 = 61,053円 (医療34,377円、支援12,386円、介護14,290円)

(参考) 令和6年度税率改定時

所得割 R5 + 0.52%  
均等割 R5 + 5,000円

【30代単身者世帯における税率改定による保険税の影響額の比較（年間）】

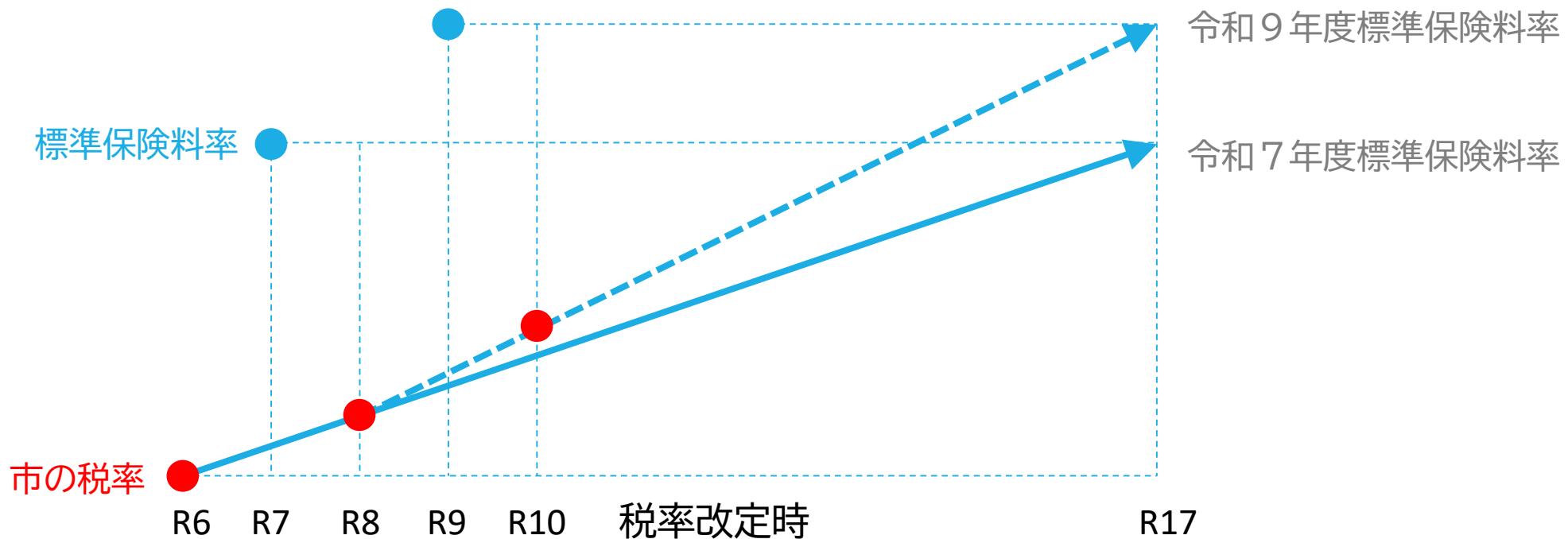
所得	令和6年度 税率改定（実績）	令和8年度 税率改定（想定）	令和8－令和6 差額
43万円（7割軽減上限）	+1,300円	+1,400円	+100円
72万円（5割軽減上限）	+3,700円	+4,100円	+400円
96.5万円（2割軽減上限）	+6,100円	+7,100円	+1,000円
300万円	+17,700円	+21,100円	+3,400円
600万円	+33,300円	+40,600円	+7,300円

### 3 主な改定内容

#### 3) 実行計画期間中の各年度の目標

##### «年度目標 調整のイメージ»

標準保険料率は毎年変動するため、  
税率改定時には標準保険料率到達率の年度目標を調整する。



# 4 他自治体の状況

## 1) 26市における税率の設定方法等 (R6.6当市調査結果)

### 【① 保険税（料）率の設定時に考慮すること】

計画で定めた赤字削減額を達成できるよう設定	17市 ←武藏野市
<u>標準保険料率を参考にする</u>	9市
被保険者への影響	6市
26市平均	3市
基準となる改定率に従って設定	2市

### 【② 税（料）率の改定頻度】

毎年改定	5市
2年に1度	14市 ←武藏野市
その他	7市

※自由記載による回答から、含まれる各要素を抽出し集計

### 【③ 条例改正議案の上程時期】

第1回市議会定例会	<u>19市</u>
第2回市議会定例会	なし
第3回市議会定例会	2市
第4回市議会定例会	4市 ←武藏野市
検討中	1市

(参考 武藏野市議会の開催時期)

第1回 2～3月  
第2回 6月  
第3回 9月  
第4回 12月

※第1回定例会には「2月議会」、第4回定例会には「12月議会」と答えた市を含む。

# 4 他自治体の状況

## 2) 都内自治体の赤字削減目標年次（令和6年3月末時点）

令和5年度	東大和市
令和6年度	八王子市
令和7年度	立川市、東久留米市
令和10年度	青梅市、東村山市
令和11年度	あきる野市
令和12年度	清瀬市、武藏村山市、稲城市
令和14年度	町田市、福生市、狛江市、多摩市
令和16年度	小平市、羽村市
令和17年度	武藏野市
令和19年度	三鷹市、日野市
令和20年度	昭島市、国立市
令和21年度	西東京市
令和22年度	小金井市
令和23年度	調布市
令和24年度	府中市、国分寺市

←26市中17番目